

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	さぬき市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.sanuki.kagawa.jp/information/social_security_tax_number_syst">http://www.city.sanuki.kagawa.jp/information/social_security_tax_number_syst</a>

執行機関名 さぬき市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例(平成14年さぬき市条例第112号)による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1の項 さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例(平成14年さぬき市条例第112号)による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)1条	さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例(平成14年さぬき市条例第112号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この条例は、乳幼児の医療費の一部をその保護者に支給することにより、乳幼児の疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例(平成14年さぬき市条例第112号)